

三重県医師修学資金貸与制度（一般枠コース）の概要

（令和5年度貸与者用）

医療保健部医療介護人材課

（1）対象者

- ・ 医学部医学科学生（1年生から6年生）
- ・ 出身地および医学部の所在地は、県内に限らず県外も対象とします。

（2）貸与額

- ・ 入学初年度（大学1年生） 1,517,800円
 - ・ 次年度以降（大学2年生から6年生まで） 各年度 1,235,800円
- （参考：入学年から卒業年まで貸与を受けた場合の合計 7,696,800円）

（3）新規貸与枠

- ・ 一般枠（三重大学地域枠以外）の医学生 10名

（4）返還免除条件

医学部を卒業後、医師として9年間（うち1年間は、医師不足地域（※1）の医療機関を内科医又は外科医で勤務）、県内医療機関等で勤務することにより貸与額全額の返還を免除します。

	臨床研修 (卒後1・2年目)	県内病院等勤務 (卒後3年目～9年目(※3))
場 所	県内の 臨床研修病院 (※2)	三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム(※4)に基づき、複数の県内医療機関等(※5)で勤務 (<u>医師不足地域の医療機関における内科医又は外科医での1年間の勤務を含む</u>)

※1 「三重県医師確保計画」（令和2年3月策定）に定める医師少数区域及び医師少数スポットを指します。

（対象地域）

鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、大台町、多気町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、伊賀市、名張市、津市（白山町、美杉町に限る）、松阪市（飯南町、飯高町に限る）、いなべ市、東員町、菰野町、亀山市

※2 県内にある臨床研修病院で修了すること。

※3 専門研修プログラムに基づき県外で勤務する場合は、2年間以内でかつ正規の研修期間の1/2以内であれば中断を認める。

専攻する診療科の事情等により、やむを得ない場合には、2年超の中断についても個別に審査する。

※4 医師不足や医師の地域偏在の解消と、専門医の取得といった医師の能力開発・向上の両立を図るため、医学部卒業後9年間のキャリア形成を定めたもの。三重県地域医療支援センターが作成。

※5 県内医療機関

① 救急病院等

ア 救急告示病院

三重県内の救急告示病院で救急医療に関連する診療科〔内科系（一般、循環器、消化器、呼吸器、血液、腎臓、アレルギーなど）、外科系（一般、消化器、小児など）、心臓血管、胸部、形成、脳神経外科、整形外科、麻酔科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科など〕の医師として勤務。

イ 小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設

② へき地医療機関等

ア へき地医療拠点病院及びへき地診療所

イ 県内の公立の医療機関のうち過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が公示する過疎地域をその区域とする市町又は同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域に存するもの

③ ①、②に準ずるものとして知事が認めるもの

保健所等

(1) 県の8保健所（桑名保健所、鈴鹿保健所、津保健所、松阪保健所、伊勢保健所、伊賀保健所、尾鷲保健所、熊野保健所）

(2) 四日市市保健所

(3) 三重県医療保健部

(5) その他

・申し込み頂いた方は三重県地域医療支援センターへ登録させていただき、卒業後のキャリアアップに関する情報提供、助言等の支援をいたします。

・三重県では現在、地域枠制度により医学部に入学した学生や、三重県医師修学資金の貸与を受けた学生等に対して、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援することを目的として、「三重県地域医療支援センターキャリア形成卒前支援プラン」の策定を進めています。

「三重県地域医療支援センターキャリア形成卒前支援プラン」は、令和5年度貸与者から適用されます。